また、本件事業は既設ルートを使用するものであり、新たな工事を必要としないため、土地利用上の新たな制約が発生しないこと、経済性に優れることなどから、社会的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が明らかに合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、木佐木柳川線は、当該地域への電力供給のため欠くことのできない重要な役割を果たしているため、その機能を存続させる必要があると認められる。

また、このまま放置すれば安定的な電力供給に支障が生じることが認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福岡県柳川市役所

国会事項

衆議院

議員死去

鹿児島県第三区選出議員松下忠洋君は、九月十日死去された。

答弁書受領

九月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出軽自動車普及に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城内実提出「人権救済法案」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出「雇用創出の基金による事業」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出在中国日本国特命全権大使襲撃事件に対する中国政府の対応に係る報道等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員熊谷貞俊提出Ｖ―二二オスプレイの安全性に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員岡本英子提出産後母子健診の公費助成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平山泰朗提出柔道整復師健康保険療養費に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員渡辺喜美提出原子力規制委員会の委員長及び委員の人事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出外務省人事に係る各種報道の真偽等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出指定廃棄物の処理等の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出「個人債務者の私的整理ガイドライン」の利用状況に関する再質問に対する答弁書

通知書受領

九月十一日内閣から衆議院議員内山晃提出健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員服部良一提出原子力規制委員会委員長及び委員の欠格要件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員内山晃提出原子力規制委員会委員長及び委員の欠格要件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員橘慶一郎提出夏季の積乱雲による局地的な大雨に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出「おたふくかぜワクチンに関するファクトシート」の記述とＭＭＲワクチン薬害事件の検証に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出臓器移植医療に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員赤嶺政賢提出モロッコ及び米フロリダ州において発生した米軍垂直離着陸機オスプレイの墜落事故に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員秋葉賢也提出尖閣諸島の国有化に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員森英介提出新聞・雑誌・定期刊行物等の購読の見直しに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出盗撮行為により処分を受けた外務省職員に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出飲酒運転等により処分を受けた外務省職員に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出尖閣諸島に上陸した者を含む香港の活動家らが退去強制処分となった件に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出政府による尖閣諸島の国有化に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年九月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。